

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米津 秀二
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員コーポレート推進部部长 富田 高平
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長米津秀二及び最高財務責任者富田高平は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社は子会社及び重要な関連会社を有していないことから当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は「家庭医薬品等販売事業（小売部門）」、「家庭医薬品等販売事業（卸売部門）」及び「売水事業部門」を主たる事業部門としております。当社は、売上高が事業活動の規模を表す指標として最も適切であると判断しました。その中で前事業年度の売上高のおおむね3分の2程度に達している2事業部門を評価対象としました。評価対象とした事業部門においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として事業部門の経営成績を示す売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としました。

また、上記以外についても、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う引当金、固定資産の減損損失、契約資産及び繰延税金資産などの重要な勘定科目に係る業務プロセスについて、財務報告への影響を勘案し、重要性の高い業務プロセスとして評価対象に追加しております。

当社は、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点の評価にあたり、関連文書の閲覧、当該内部統制に関する適切な担当者への質問、業務の視察及び内部統制の実施記録の検証等を実施しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。